明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（七四）　二
○こども家庭庁設置法（七五）　三
○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（七六）　三
○こども基本法（七七）　三
○性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（七八）　三

〔政　令〕

○消費者庁組織令の一部を改正する政令（二一三）　四
○国土交通省組織令及び社会資本整備審議会令の一部を改正する政令（二一四）　四
○令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（二一六）　四
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一七）　四
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（二一八）　四
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（二一九）　四
○農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三〇）　四
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（二三一）　四
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二三二）　四

〔府　令〕

○性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律施行規則（**内閣府**四一）　四

〔省　令〕

○一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令（**経済産業**五四）　四
○令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（**厚生労働**二一六）　四
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一七）　四
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（二一八）　四
○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（二一九）　四
○農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三〇）　四
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（二三一）　四
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二三二）　四

〔告　示〕

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**厚生労働**二一〇）　四
○国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**一三四）　五
○高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示（**同**一三五）　五

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（法律第七四号）（経済産業省）

一　高圧ガス保安法の一部改正関係

1　燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外

道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガスについて、高圧ガス保安法の規定を適用しないものとした。（第三条第一項第五号関係）

2　認定高度保安実施者に係る認定制度の創設

㈠　第一種製造者は、第五条第一項の許可に係る事業所ごとに、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができることとした。（法第一条の規定による改正後の第三九条の一三関係）

㈡　認定の基準、欠格条項、認定の更新、変更の届出、承継及び認定の取消し等について規定することとした。（法第一条の規定による改正後の第三九条の一四第一項、第三九条の一五及び第三九条の一七～第三九条の二〇関係）

㈢　認定の申請をした者は、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならないこととした。ただし、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を受けた場合には、当該調査を受けた事項については当該検査を受けることを要しないこととした。（法第一条の規定による改正後の第三九条の一四第二項及び第三九条の一六第一項関係）

㈣　認定を受けた者について、製造のための施設等の変更の特例、完成検査の特例、危害予防規程に係る特例、保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例、保安主任者及び保安企画推進員に係る特例、冷